

鹿児島県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

鹿児島県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語と定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(2) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等(営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他に掲げる者と同等の責任を有する者
ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(暴力団員等として公安委員会規則で定める者)

第3条 条例第2条第3号の公安委員会規則で定める者は、暴力団準構成員(暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者)とする。

(暴力団関係者として公安委員会規則で定める者)

第4条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

(2) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)

第5条 条例第12条第1項第7号の公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則(昭和35年文部省令第11号)第3条第11号に規定する青少年教育施設とする。

(特定事業者が措置を講ずべき施設)

第6条 条例第19条第1項の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

(1) 結婚式場

(2) 斎場

(3) 飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業及び同条第13項第4号に規定する酒類提供飲食店営業に係る施設をいう。)

(4) 興行、会合、会議その他の行事の用に供する会堂、広間その他の不特定又は多数の者の集合の用に供する施設

(説明又は資料の提出の要求の手続)

第7条 公安委員会は、条例第20条の説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料の提出要求書(別記第1号様式)により行うものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。

3 第1項の説明又は資料の提出を求められた者(前項の規定により口頭による説明を求められた者で資料の提出を行わないものを除く。)は、公安委員会に対し、説明・資料提出書(別記第2号様式)により説明又は資料を提出するものとする。

4 第1項の説明又は資料を求めるときは、当該説明又は資料の提出に相当な期間において期限(第2項の口頭による説明を求めるときは、その期日)を定めるものとする。

5 公安委員会は、第1項の説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

第8条 公安委員会は、前条第2項の口頭による説明を求めるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させるものとする。

2 前条第2項の口頭による説明を求められた者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書(別記第3号様式)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書(別記第4号様式)により口頭による説明を求める者に通知するものとする。

(勧告の方法)

第9条 公安委員会は、条例第21条の勧告をするときは、勧告書(別記第5号様式)により行うものとする。

(事実の公表)

第10条 公安委員会は、条例第22条第1項の規定による公表をするときは、鹿児島県公報への登載及びインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、公安委員会が公表しようとする者(以下「当事者」という。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実とする。ただし、公表することによって、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(意見を述べる機会の付与)

第11条 公安委員会は、条例第22条第2項の意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見聴取通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知するものとする。

3 公安委員会は、前項に規定する口頭による意見の聴取を行う場合を除き、当事者に対し、申述書(別記第7号様式)の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

5 第1項の通知は、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取日時までに相当な期間をおいて行うものとする。

- 6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭による意見の聴取日時に出頭しない場合は、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第12条 公安委員会は、前条第2項の口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させるものとする。

- 2 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「意見者」という。)は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書(別記第8号様式)により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書(別記第9号様式)により意見者に通知するものとする。

(代理人の選任)

第13条 条例第20条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者(以下「当事者等」という。)は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書(別記第10号様式)を公安委員会に提出しなければならない。
- 4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(別記第11号様式)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。ただし、第7条から第13条までの規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成28年7月26日公安委員会規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月28日公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年2月5日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第7条関係)

別記

第1号様式(第7条関係)

(表)

鹿児島県公安委員会 第 号
年 月 日

説明・資料の提出要求書

殿

鹿児島県公安委員会 印

鹿児島県暴力団排除条例第20条の規定により、次のとおり、説明又は資料の提出を要求する。

説明又は資料の提出を求める理由	
説明又は提出資料の内容	
説明・資料提出書の提出期限	年 月 日まで
備考	

- 注1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 説明又は資料の提出に際しての留意事項は、裏面のとおりとする。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、鹿児島県暴力団排除条例第22条第1項の規定により、公表されることがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料の提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき(口頭による説明の場合は、説明期日に出頭しないとき)は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料の提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を添付してください。

第2号様式(第7条関係)

第2号様式(第7条関係)

説明・資料提出書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料の提出要求書の番号及び日付	鹿公委第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

- 注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 提出する資料がある場合は、この提出書に添付すること。

第3号様式(第8条関係)

第3号様式(第8条関係)

説明日時等変更申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所
氏名

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料の提出要求書の 番 号 及 び 日 付			経公委第 号 年 月 日		
申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から		
		場 所			
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分から		
		場 所			
申 出 理 由					

第4号様式(第8条関係)

第4号様式(第8条関係)

鹿 公 委 第 号
年 月 日

説明日時等決定通知書

殿

鹿児島県公安委員会 印

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時及び場所を決定したので通知する。

説明・資料の提出要求書の 番 号 及 び 日 付			鹿公委第 号 年 月 日	
□変更決定	変更前	日 時	年 月 日 時 分から	
		場 所		
	変更後	日 時	年 月 日 時 分から	
		場 所		
□不変更決定	説明の日時及び場所を変更しない理由			

注 該当する□の中にレ印を付けること。

第5号様式(第9条関係)

第5号様式(第9条関係)

鹿 公 委 第 号
年 月 日

勧 告 書

殿

鹿児島県公安委員会 印

鹿児島県暴力団排除条例第21条の規定により、次のとおり勧告する。

勧告の内容	
勧告の原因 となる事実	

注1 正当な理由がなく勧告に従わなかったときは、鹿児島県暴力団排除条例第22条第1項の規定により、公表されることがある。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第6号様式(第11条関係)

(表)

鹿 公 委 第 号
年 月 日

意見聴取通知書

原

鹿児島県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行うので、鹿児島県暴力団排除条例施行規則第11条第1項の規定により通知する。

予定される公表の 原因となる事実	
公表の根拠となる 条 例 の 条 項	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備 考	

注1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 意見の聴取に際しての留意事項は、裏面のとおりとする。

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付、公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき(口頭による意見の聴取の場合は、意見の聴取日時に出頭しないとき)は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続

をすることを委任する旨を明示した代理人選任届書を提出してください。

- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取日時に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

第7号様式(第11条関係)

第7号様式(第11条関係)

申 述 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第11条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書の 番号及び日付	施公委第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第8号様式(第12条関係)

第8号様式(第12条関係)

意見聴取日時等変更申出書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり日場による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取及び通知書付			鹿公委第 号 年 月 日	
申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から	
		場 所		
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分から	
		場 所		
申 出 理 由				

第9号様式(第12条関係)

第9号様式(第12条関係)

鹿 公 委 第 号
年 月 日

意見聴取日時等決定通知書

股

鹿児島県公安委員会 印

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第12条第4項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時及び場所を決定したので通知する。

意見聴取及び通知書付			鹿公委第 号 年 月 日		
□変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分から		
		場 所			
	変更後	日時	年 月 日 時 分から		
		場 所			
□不変更決定	意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由				

注 該当する口の中にレ印をつけること。

第10号様式(第13条関係)

第10号様式(第13条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

私は、鹿児島県暴力団排除条例施行規則第13条第1項及び同条第3項の規定により、次の
者を代理人として選任し、
説明又は資料の提出
意見の聴取
に関する一切の行為をすることを委任
します。

説明・資料の提出要求書 又は意見聴取通知書の 番号及び日付	鹿公委第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者等との関係	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

第11号様式(第13条関係)

第11号様式(第13条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

私の代理人は、その資格を失ったので、鹿児島県暴力団排除条例施行規則第13条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料の提出要求書 又は意見聴取通知書の 番 号 及 び 日 付	鹿公委第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	